証券コード：6237

第71回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時
2026年6月26日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所
東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント
2階　万里

議　　案
【会社提案】
第１号議案　剰余金の処分の件

【株主提案】
第２号議案　剰余金処分の件
第３号議案　定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

目　　次

イワキグループ経営理念体系
第71回定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告

株式会社イワキ

イワキグループ経営理念体系

経営理念
常に最前線で産業を支え、社会の発展と人々の幸福に寄与する。

ありたい姿
これからの暮らしの流れを支える Aid daily life globally, evolving for future needs.

経営姿勢	行動姿勢
価値ある製品・サービス・雇用を提供し、 ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、 事業活動に反映させる。	何に対しても前向きに、 創造性・独自性をもって、 最後まで諦めない。

ありたい姿の実現と共に、私たちは多様なステークホルダーの皆さまと信頼関係を築き、共感を得ることで応援される企業グループであり続けたいと考えています。
そのためには、事業の成長を追求するだけでなく、持続可能な社会の実現に向け、環境や社会にも配慮した取り組みを進めることも重要です。
ステークホルダーの皆さまにとって価値ある存在であり、愛される企業グループを目指して、さらなる努力を続けてまいります。

証券コード6237
2026年６月５日
（電子提供措置の開始日　2026年６月２日）

株　主　各　位

東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
株　式　会　社　イ　ワ　キ
代表取締役社長　藤　中　　茂

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.iwakipumps.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「ＩＲニュース」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6237/teiji/

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イワキ」または「コード」に当社証券コード「6237」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/ＰＲ情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席いただくほかに、インターネット又は同封の議決権行使書の郵送によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2026年６月25日（木曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
　議決権行使方法の詳細につきましては、後記の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

1．日　　時　2026年６月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
2．場　　所　東京都千代田区飯田橋三丁目10番８号
ホテルメトロポリタンエドモント　２階　万里

3．目的事項

報告事項　1．第71期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第71期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

【会社提案】

第１号議案　剰余金の処分の件

【株主提案】

第２号議案　剰余金処分の件

第３号議案　定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4)代理人により議決権行使をされる場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に挙げる事項を除いております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月26日(金曜日)
午前10時
（受付開始：午前９時）



書面（郵送）で議決権を行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



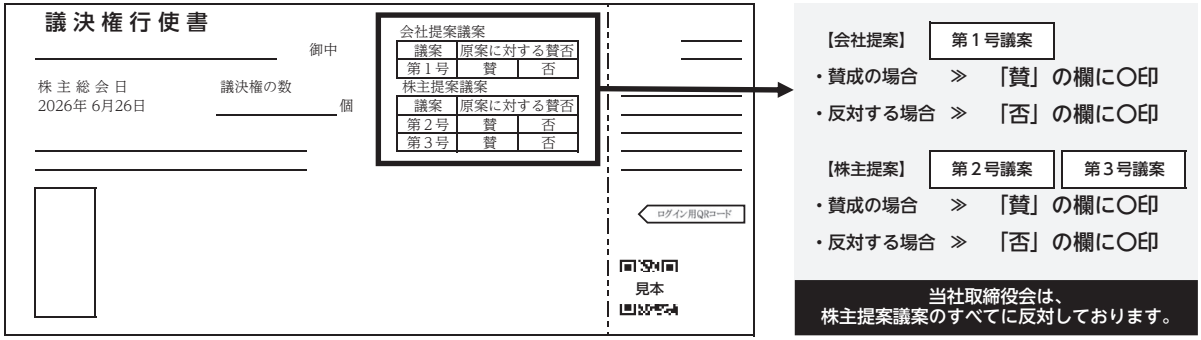
インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



【会社提案】 第１号議案
・賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に〇印
・反対する場合 ≫ 「否」の欄に〇印

【株主提案】 第２号議案 第３号議案
・賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に〇印
・反対する場合 ≫ 「否」の欄に〇印

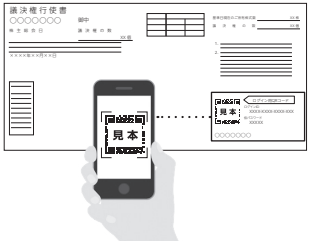
当社取締役会は、株主提案議案のすべてに反対しております。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

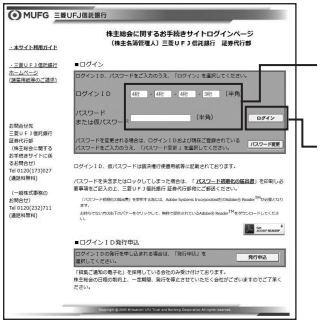


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な
場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

議決権電子行使プラットフォームについて
　管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、㈱東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

【会社提案】

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への安定的かつ持続的な利益還元に努めるため、2026年３月期より2028年３月期までの３か年については、「連結配当性向35％以上、１株あたり70円の下限配当」を株主還元の基本方針としております。なお、非経常的な特殊要因により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する場合は、その影響を除いて配当金額を決定することがあります。

第71期の期末配当につきましては、上記の基本方針に加え、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類
　金銭

②　配当財産の割当に関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金42円
　配当総額931,700,490円

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　2026年６月29日

株主提案（第２号議案から第３号議案）

第２号議案から第３号議案は、株主（１名）からのご提案によるものであります。なお、本提案株主の議決権の数は、1,092個であります。

各議案の提案内容および提案理由は、本提案株主から提出された株主提案書面に記載された記載内容を原文のまま記載しております。

取締役会としては、いずれの議案についても**反対**いたします。

【株主提案】

第２号議案　剰余金処分の件

(1)　議案の要領

①　配当財産の種類
金銭

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株当たり72円から当社提案配当金額を控除した金額を当社提案配当金額に加えて配当する。
当社提案配当金額とは、本定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金の処分に関する議案に基づく普通株式１株当たり配当金額のこととする。また、第71期１株当たり当期純利益金額に50％を乗じた金額について小数点以下を切り捨てた金額（以下、「実績EPSの50％相当額」）から、当社中間配当金35円を控除した金額が72円と異なる場合には、冒頭の72円を実績EPSの50％相当額から中間配当金35円を控除した金額に読み替えることとする。
配当総額は、上記普通株式１株当たりの配当金額に2026年３月31日現在の配当の対象となる株式数を乗じた金額とする。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
本定時株主総会の開催日の翌営業日

なお、本議案は、本定時株主総会に会社側の剰余金の処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

(2)　提案の理由

弊社は、以下の理由から、事業機会を毀損することなく当社が本提案に係る株主還元（実質、配当性向50%）を実施することは可能であり、かつそれが全ての株主の利益に資するものと考えます。

第一に、将来の事業再投資に必要な資金を考慮しても、当社は十分な余剰資金を有しています。当社は安定した収益基盤を有しており、将来の再投資に必要な資金についても、将来キャッシュフローの範囲内で賄うことが可能です。

第二に、過度な内部留保に起因する資本効率の低下が認められます。当社のROEはROIC（税引後営業利益÷純事業資産）を下回る状況が継続しており、資本の有効活用という観点で課題があります。また、株価は一株当たり内在価値を下回る水準で推移しており、東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営」への対応は十分とは言えません。実際、当社の株価純資産倍率は概ね１倍台で推移しており、当社が有する技術等の無形資産の価値は、株価において著しく過小評価されています。さらに、同業他社と比較しても、株価純資産倍率、株価収益率、EV/EBITDA倍率といった主要指標において、相対的に低位に評価されています。

第三に、株式流動性の制約です。当社は株式流動性に制約により、株主還元策として機動的な自社株買いを採用しにくい状況にあると考えられます。一般に、株価が割安な場合には自社株買いは一株当たり価値（利益、純資産、配当）を高める有効な手段ですが、流動性の制約によりこれを十分に活用できない場合には、配当による株主還元を強化することが、株主に対する合理的かつ適切な利益還元策であると考えます。

以上を踏まえ、株価が割安である限り可能な範囲で機動的な自社株買いを継続しつつ、本提案の増配を実施することが、株主に報いる最善の株主還元策だと考えます。

取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に**反対**いたします。

本株主提案は、当社普通株式の１株当たり配当金が実績EPSの50％相当額（小数点以下切り捨て）に達するまで、当社提案の配当金額に加算して配当金を支払うことを求めるものであります。これに基づくと、本株主提案の１株当たり配当金は109円00銭となり、配当金総額は約24億円に相当いたします。

当社は2025年５月14日に公表した「中期経営計画2027」（以下「本中計」といいます。）において、2028年３月期での「連結売上高530億円」「連結営業利益率13％」「ROE12％以上の維持」を目標に掲げております。また、本中計の期間中における株主還元については、「配当性向35％以上・下限配当70円」を方針として定めました。成長余地のある市場・地域への積極的な展開による売上拡大や、新製品の開発・グローバル調達の推進等での利益向上によりキャッシュを創出し、次なる成長・基盤への投資や株主還元へ充当していく所存です。

加えて、成長投資は平時に計画されるものだけではありません。当社はケミカルポンプの専業・総合メーカーとして、市場ニーズに応じた新規開発、生産技術のノウハウ獲得、設備更新、法規制への対応等、多岐に渡る偶発的な投資機会を有しております。当社は、不確実性のある将来キャッシュフローのみに依存することなくこれらの投資機会への弾力的な対応を可能とする源泉は、手元流動性によって担保されるものと考えます。よって当社は、現在及び本中計における手元資金の水準は過大であるとは考えておりません。

また、本株主提案では、「当社のROEはROIC（税引後営業利益÷純事業資産）を下回る状況が継続している」と指摘されております。当社が認識している2026年３月期におけるROEは12.2％、ROIC[1]は11.1％であり、株主にとっての利益を直接的に示す指標であるROEは株主視点で評価がしやすい一方、財務レバレッジの影響を受けやすく、短期的に見かけを改善できる可能性があり、事業の本質を示す指標であるROICと単純に比較はできないものと認識しております。しかし、当社は本中計において「ROE12％以上の維持」を財務目標の一つとして掲げており、財務レバレッジの有効活用と継続的かつ安定的な株主還元とのバランスを図ることが、株主の皆様に中長期的に報いることに資すると考えております。

一方で、2026年３月期における当社のPBRは1.3倍、PERは11.4倍であり、機械セクターの平均（PBR 1.7倍、PER 22.1倍）[2]と比較すると劣後している状況であることは否定できず、当社の本質的価値と株式市場における当社への評価の乖離は、当社が優先的に解決すべき課題の一つであります。

そのために最も重要なのは事業収益力の向上でありますが、その道筋は、長期ビジョン「イワキ

グループビジョンNEXT10」及び本中計において掲げている「６つの重要テーマ」にあるように複線的であり、中長期的視点での施策を要するものであります。当社は本中計の進捗状況を定性的・定量的に評価し、本日開示の2026年３月期決算説明資料において公表しております。当社の本質的価値について株式市場で理解及び適正に評価されるよう、IR活動の強化に努めるとともに、「６つの重要テーマ」における施策の着実な遂行によって、中長期的な事業収益力の向上を実現し、短期的視点の手法に依らない株主価値の最大化を目指します。

よって、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

1 当社が使用しているROIC計算式=税引後営業利益÷投下資本

2 日本取引所グループ　その他統計資料「規模別・業種別PER・PBR（連結・単体）一覧」2026年３月

【株主提案】

第３号議案　定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1)　議案の要領

当社の定款第12条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します）

変更前	変更後
（基準日） 第12条　当会社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２ 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。	（基準日） 第12条　当会社は、<u>毎年５月15日</u>の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２ 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(2)　提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は３月31日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより６月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会後または総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

有価証券報告書は、事業リスク、経営戦略、ガバナンス体制、報酬額とその決定方針、資本政策等、株主総会の重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類です。これらの情報が総会直前ではなく、相応の時間的余裕をもって開示されることは、責任ある議決権行使の前提条件であると考えます。

議決権基準日を５月中旬へ変更することにより、会社は有価証券報告書および関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。これにより、投資家、議決権行使助言機関およびアナリストが情報を精査し、その分析結果を各議案の賛否判断に適切に反映させる環境が整備されます。本提案は形式的な前倒しを求めるものではなく、実質的な情報提供の充実を図るための制度的基盤を整えるものです。

加えて、本変更は副次的効果として、これまで過度に集中してきた６月下旬の株主総会開催日の分散を促すことが期待されます。開催日の集中は、多くの株主が複数企業の総会に参加することを事実上困難にしてきました。総会日程の分散が進むことにより、株主がより多くの企業の総会に参加し、経営陣との直接対話や議論に参画できる機会が拡大します。これは株主の主体的関与を促進し、弊社が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

なお、本提案は決算期の変更を伴うものではなく、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもありません。開示スケジュールの合理化を通じて、情報開示の質と市場との対話の実効性を高め、企業価値および資本市場の信頼性向上に資するものと考えます。

以上の理由により、本定款変更を提案いたします。

取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に**反対**いたします。

本株主提案は、当社定款において毎事業年度の末日（３月31日）と定めている定時株主総会での議決権行使の基準日について、毎年５月15日に変更することを求めるものです。これにより、定時株主総会の開催時期は、現在の６月下旬から繰り下げられ、株主が６月下旬に開示される有価証券報告書や関連情報の内容を精査し、議決権行使の判断を下すための時間的余裕を確保する目的をもって提案されたものであります。また、６月下旬の総会集中日の分散を促し、株主と企業の経営者との対話を実現する副次的効果をもたらすものとされています。

当社は、投資家が有価証券報告書の内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させるために、相応の時間的余裕をもって開示することは、株主の皆様との対話の質の向上に資する可能性は高いと考えます。また、国際的にも早期の有価証券報告書の開示を求める声があることは理解しております。

一方で、基準日を変更すると、配当などの権利付き最終日と定時株主総会での議決権行使の基準日が異なることとなり、当社株主や投資家の投資判断において混乱が生じる恐れがあります。

また、株主総会において選任される役員の任期と、当社の事業年度（毎年４月１日から翌年３月31日）との乖離が大きくなり、新年度の経営体制に支障をきたしたり、機動的な経営判断を妨げる可能性があります。

加えて、本株主提案のとおり定時株主総会の開催を７月以降とする場合、第１四半期の決算作業と時期が重複し、株主総会対応と開示業務における負荷が一時的に集中する事態が考えられます。

よって、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以上

事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、米国の関税政策の影響は残るものの、設備投資は持ち直しの動きがみられ、景気は緩やかな回復基調で推移しております。一方で、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰や供給不安等により、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループでは、経営理念の実現に向けた2035年３月期におけるありたい姿として「これからの暮らしの流れを支える Aid daily life globally, evolving for future needs.」を掲げ、その姿に向けた基本方針を「事業活動を通じて世界中の IWAKI ファンを増やし、持続可能な世の中づくりに貢献する。」とする「イワキグループビジョンNEXT10」を長期ビジョンとしております。これに基づき、2026年３月期から2028年３月期までの３ヶ年を対象期間とする「中期経営計画2027」では、着実な成長と、将来の飛躍に向けた基盤固めを実行していくことで、企業価値の向上を図ってまいります。

その初年度にあたる当期においては、国内・海外ともにソリューション提案を軸とした営業方針を展開し、販売拡大を推進してまいりました。

その結果、市場別では医療機器市場が全体を牽引し、売上高は8,841百万円（前年比6.5%増）となりました。半導体・液晶市場は中国や韓国向け等、海外売上が好調に推移し、売上高は7,299百万円（前年比6.2%増）となりました。水処理市場は米国向けが順調に推移し、売上高は11,428百万円（前年比3.9%増）となりました。

製品別では、主力製品であるマグネットポンプが、各市場の順調な需要を背景に全体を牽引し、売上高は15,657百万円（前年比4.0%増）となりました。

地域別では、国内は、医療機器市場が好調に推移し、売上高は22,568百万円（前年比4.0%増）となりました。海外について、米国は、主要市場である水処理市場が順調に推移し、売上高は7,849百万円（前年比8.4%増）となりました。欧州は、化学市場が順調に推移し、売上高は6,096百万円（前年比1.2%増）となりました。アジア地域は、台湾、韓国向けの半導体・液晶市場が牽引し、売上高は2,872百万円（前年比3.4%増）となりました。中国は、医療機器市場の落ち込みがあるものの、半導体・液晶市場が好調に推移し、売上高は5,790百万円（前年比3.0%増）となりました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の連結売上高は47,692百万円（前年比4.2%増）となりました。

生産調整及び在庫適正化に向けた製品出荷構成の変化により、売上原価に占める製造関連固定費の負担が一時的に増加しておりますが、増収効果により、営業利益は5,924百万円（前年比1.4%増）となりました。持分法による投資利益の増加、為替差益の発生等により、営業外収益が増加した結果、経常利益は6,724百万円（前年比3.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,835百万円（前年比8.2%増）となりました。

なお、当社グループはケミカルポンプ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

製品別売上高の状況

品目	第70期（2025年３月期）		第71期（2026年３月期）	
	金額	構成比	金額	構成比
	百万円	%	百万円	%
マグネットポンプ	15,055	32.9	15,657	32.8
定量ポンプ	8,080	17.7	8,270	17.3
空気駆動ポンプ	4,845	10.6	5,017	10.5
回転容積ポンプ	3,423	7.5	3,105	6.5
エアーポンプ	2,613	5.7	2,703	5.7
システム製品	2,691	5.9	2,948	6.2
仕入商品	3,161	6.9	3,320	7.0
その他	5,891	12.9	6,669	14.0
合計	45,763	100.0	47,692	100.0

② 設備投資の状況
当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、894百万円であります。
その主なものは、建物、製品生産のために新規及び更新で製作した成型金型、品質・信頼性向上のために導入した試験・検査装置、サーバ及び周辺機器であります。

③ 資金調達の状況
当社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行３行と当座貸越契約を、取引銀行５行とコミットメントライン契約を締結しております（総額5,100百万円）。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第68期 (2023年３月期)	第69期 (2024年３月期)	第70期 (2025年３月期)	第71期 (当連結会計年度) (2026年３月期)
売上高（百万円）	37,730	44,539	45,763	47,692
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	4,257	4,459	4,468	4,835
１株当たり当期純利益（円）	193.94	202.32	202.15	218.14
総資産（百万円）	45,251	49,098	54,150	55,844
純資産（百万円）	28,869	33,521	38,109	41,482
１株当たり純資産（円）	1,306.53	1,507.33	1,713.11	1,864.08

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第68期 (2023年３月期)	第69期 (2024年３月期)	第70期 (2025年３月期)	第71期 (当事業年度) (2026年３月期)
売上高（百万円）	27,902	27,973	29,627	31,382
当期純利益（百万円）	2,861	3,365	4,187	4,671
１株当たり当期純利益（円）	130.35	152.67	189.45	210.74
総資産（百万円）	33,942	36,356	38,109	39,180
純資産（百万円）	21,325	23,629	26,467	29,541
１株当たり純資産（円）	970.61	1,070.17	1,196.79	1,331.70

(3) 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	議決権比率（注）1	主要な事業内容
Iwaki Europe GmbH	EURO 511,291.88	100.0%	各種ポンプの組立、販売
Iwaki Nordic A/S	DKK 1,492,000.00	100.0%（60.0%）	各種ポンプの販売、システム製品の組立、販売
Iwaki Suomi Oy	EURO 42,046.98	80.0%（80.0%）	各種ポンプの販売
Iwaki Norge AS	NOK 1,150,000.00	80.0%（80.0%）	各種ポンプの販売
Iwaki Sverige AB	SEK 500,000.00	80.0%（80.0%）	各種ポンプの販売
Iwaki America Incorporated	US$ 7,735.00	100.0%	各種ポンプの組立及びコントローラの製造、販売
Iwaki Singapore Pte Ltd	SG$ 1,000,000.00	88.9%	各種ポンプの販売
IWAKIm SDN. BHD.	MYR 1,000,000.00	100.0%	各種ポンプの販売
IWAKI DO BRASIL COMÉRCIO DE BOMBAS HIDRÁULICAS LTDA.	BRL 1,640,000.00	100.0%（100.0%）	各種ポンプの販売
易威奇有限公司	HKD 12,800,000.00	100.0%	各種ポンプの販売
広州保税区易威奇工貿有限公司	US$ 600,000.00	100.0%（100.0%）	各種ポンプの販売
易威奇泵业貿易（深圳）有限公司（注）2	CNY 500,000.00	100.0%（100.0%）	各種ポンプの販売
易威奇化工泵（広東）有限公司	US$ 2,000,000.00	100.0%（100.0%）	各種ポンプの組立
易威奇泵业国际貿易（上海）有限公司	US$ 600,000.00	100.0%	各種ポンプの販売

（注）1．議決権比率の（ ）内の数値は、間接保有による議決権比率であります。
2．易威奇泵业貿易（深圳）有限公司の資本金につきましては、2026年３月31日現在の払込済資本金の額を記載しており、登録資本金の額は３百万人民元であります。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、経営理念である「常に最前線で産業を支え、社会の発展と人々の幸福に寄与する。」の実現に向け、2035年３月期における当社グループのありたい姿として、長期ビジョン「イワキグループビジョンNEXT10（以下、NEXT10）」を定めております。

当社グループが提供する製品・サービスは、世界中のあらゆる場所で人々の暮らしの流れを支えているものと自負しております。激しい変化が予想されるこの先においても、暮らしの流れを支え続けていく企業グループでありたいとの想いを込め、NEXT10ではありたい姿と基本方針とを併せて定性目標として設定しております。

・定性目標

ありたい姿	これからの暮らしの流れを支える Aid daily life globally, evolving for future needs.
基本方針	事業活動を通じて世界中の IWAKI ファンを増やし、 持続可能な世の中づくりに貢献する。

NEXT10における定量目標は以下のとおり設定しております。その達成に向け、バックキャストに基づき設定した６つの取り組みを重要テーマとして掲げ、これらに継続して取り組んでおります。

・定量目標（2035年３月期）

連結売上高	1,000億円
連結営業利益率	15%以上を維持継続

・重要テーマ

1.　海外市場における水処理ニーズへの貢献拡大
2.　水素をはじめとした次世代エネルギー社会づくりへのチャレンジ
3.　グローバル製品の企画
4.　グローバル調達の拡大
5.　DXによる生産性・働きやすさ向上
6.　ESG経営の推進

NEXT10では、2035年３月期までの10年間を、ホップ・ステップ・ジャンプの３つの期間に分けて取り組みを行ってまいります。
ホップ期である2026年３月期から2028年３月期までの計画「中期経営計画2027」では、着実な成長と、将来の飛躍に向けた基盤固めを実行することとし、その取り組みを進めてまいります。

グローバル市場への事業拡大を進めていく中、調達環境の変化や、地政学的リスクの高まり、物流制約などにより、サプライチェーンを取り巻く不確実性は一層増しております。部品調達に大きく依存する当社グループにとっては、安定供給に向けた調達・生産体制の強化が重要な経営課題となっております。
また、長期ビジョン及び中期経営計画の実現に向けては、事業領域の拡大や働き方の多様化が進む中、事業拡大を担う人材の確保・育成と、その力を十分に発揮できる環境づくりが不可欠です。これまで培ってきた強みを大切にしながらも、変化が求められる領域については仕組みの高度化を図るとともに、適切な更新を進め、人材への投資とその価値を引き出す仕組みを整備していくことが、当社グループにとって重要な課題であると認識しております。

・財務目標（2028年３月期）

	2028年３月期 目標	2026年３月期 実績
連結売上高	530 億円	476 億円
国内売上高	235 億円	225 億円
海外売上高	295 億円	251 億円
連結営業利益	69 億円	59 億円
連結営業利益率	13%	12.4%
ROE	12%以上の維持	12.2%
在庫回転日数	150日	164.8日

中期経営計画2027の３年間におけるキャッシュアロケーションは以下見込んでおります。

キャッシュイン	営業キャッシュフロー	約 190億円
	外部調達	約 30億円
キャッシュアウト	成長・基盤投資	約 80億円
	株主還元	約 60億円
	手元資金	約 80億円

当社グループでは、経営理念を実現するための基盤としてサステナビリティ基本方針を定め、それを実現するための重要課題としてマテリアリティを設定しております。持続可能な社会の実現に向けて、環境、社会、ガバナンスの各分野で一層の貢献をしていくと共に、これら課題への取り組みを通じ、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。これにより、ステークホルダーの皆様からの信頼を得るとともに、末永くご支持いただける関係を築き、新たなつながりも育んでいける企業グループを目指して努力を続けてまいります。

・イワキグループ サステナビリティ基本方針

・私たちは、環境課題・社会課題の解決につながる製品・サービスを積極的に開発・提供します。

・私たちは、事業活動で生じる環境負荷を低減します。

・私たちは、すべての人の人権を尊重します。

・私たちは、多様な人材が安心・安全・健康に、それぞれ活躍できる基盤を整備します。

・私たちは、法令・社会規範を遵守し、公正・透明な経営を推進します。

・私たちは、外部の客観的かつ多様な視点を取り入れ、ステークホルダーの声に誠実に応えます。

・マテリアリティ

マテリアリティ	内容
地球環境との共生	・廃棄物の削減 ・脱炭素への対応 ・水質保全への貢献 ・環境配慮製品の提供
製品の安全性と品質の追求	・安全性・品質の追求 ・顧客対応能力の向上
環境や人権に配慮した調達の推進	・持続可能なサプライチェーン管理
持続的成長を支える人材基盤の整備	・人材の育成 ・多様な人材の確保 ・職場環境の整備
ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底	・ガバナンスの強化 ・コンプライアンス経営の推進

⑸ **主要な事業内容**（2026年３月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社イワキ）、子会社14社及び関連会社５社で構成され、化学薬品等の薬液移送に使用されるケミカルポンプ及びポンプ専用コントローラ等の周辺機器の開発、製造、仕入及び販売（輸出入を含む）を主な事業として営んでおり、また、それに附帯する製品の修理及びアフターサービス並びに設置工事を行っております。

当社グループは、ケミカルポンプを中心とした流体制御製品を幅広い産業分野に提供しており、様々な業界の多様なニーズに的確に応えるために、マグネットポンプ、定量ポンプ、空気駆動ポンプ、回転容積ポンプ、エアーポンプ、システム製品を展開しております。

各製品の主な販売市場は、以下のとおりです。

製　　品	主　な　販　売　市　場
マグネットポンプ	半導体・液晶市場、医療機器市場、表面処理装置市場、化学市場、水処理市場、新エネルギー市場、その他（食品・製紙等）
定量ポンプ	半導体・液晶市場、医療機器市場、表面処理装置市場、化学市場、水処理市場、新エネルギー市場、その他（食品・製紙等）
空気駆動ポンプ	半導体・液晶市場
回転容積ポンプ	医療機器市場、化学市場、水処理市場、新エネルギー市場、その他（食品・製紙等）
エアーポンプ	医療機器市場、水処理市場、その他（食品・製紙等）
システム製品	半導体・液晶市場、医療機器市場、表面処理装置市場、化学市場、水処理市場、新エネルギー市場、その他（食品・製紙等）

⑹ **主要な営業所及び工場**（2026年３月31日現在）

①当社

名　　称	所　　在　　地		
本　　社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号		
国内営業本部	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号		
海外営業本部	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号		
埼玉工場	埼玉県狭山市広瀬台２－１－４		
三春工場	福島県田村郡三春町大字鷹巣沼倉40－１		
技術センター	埼玉県入間郡三芳町藤久保462－１		
支　　店	東京支店	大阪支店	名古屋支店
	九州支店	仙台支店	静岡支店
営 業 所	広島営業所	新潟営業所	熊谷営業所
	水戸営業所	松本営業所	高松営業所
	札幌営業所		
事 業 所	西日本事業所（東大阪市）、メンテナンス本部（狭山市）、テクノエコー本部（入間市）、システム事業所（入間郡三芳町）		

②子会社

名　　称	所　　在　　地
Iwaki Europe GmbH	ドイツ連邦共和国ヴィリッヒ市
Iwaki Nordic A/S	デンマーク王国ヒレレズ市
Iwaki Suomi Oy	フィンランド共和国ケラバ市
Iwaki Norge AS	ノルウェー王国オスロ市
Iwaki Sverige AB	スウェーデン王国タビー市
Iwaki America Incorporated	アメリカ合衆国マサチューセッツ州
Iwaki Singapore Pte Ltd	シンガポール共和国
IWAKIm SDN. BHD.	マレーシア連邦セランゴール州
IWAKI DO BRASIL COMÉRCIO DE BOMBAS HIDRÁULICAS LTDA.	ブラジル連邦共和国サンパウロ州
易威奇有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
広州保税区易威奇工貿有限公司	中華人民共和国広東省広州市
易威奇泵业貿易（深圳）有限公司	中華人民共和国広東省深圳市
易威奇化工泵（広東）有限公司	中華人民共和国広東省江門市
易威奇泵业国际貿易（上海）有限公司	中華人民共和国上海市

⑺ **使用人の状況**（2026年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,146名	25名増

（注）使用人数には、臨時社員・パートタイマーの平均110名は含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
790名	2名増	42.9歳	18.5年

（注）使用人数には、臨時社員・パートタイマーの平均95名は含んでおりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（2026年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,850,276千円
株式会社三井住友銀行	766,100千円
株式会社みずほ銀行	748,730千円
株式会社商工組合中央金庫	91,720千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2026年３月31日現在）

① **発行可能株式総数**　81,000,000株

② **発行済株式の総数**　22,490,910株

③ **株主数**　3,097名

④ **単元株式数**　100株

⑤ **大株主**

株　主　名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
CHARON　FINANCE　GMBH	3,290,900株	14.83%
株式会社藤中ホールディングス	2,700,000株	12.17%
藤中　　茂	1,857,290株	8.37%
藤中　留美	1,727,020株	7.78%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,490,300株	6.71%
イワキ産業株式会社	856,750株	3.86%
藤中　裕子	692,470株	3.12%
CACEIS　BANK,　LUXEMBOURG　BRANCH / AIF　CLIENTS　ASSETS	564,500株	2.54%
イワキ従業員持株会	438,094株	1.97%
藤中　秀子	397,590株	1.79%

（注）１．上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
　　２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑥ **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況**

当社は、2018年６月28日開催の第63回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

当事業年度中に取締役に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区　　分	株　　式　　数	交付対象者数
取締役 （社外取締役を除く。）	22,145株	２名

⑦ **その他株式に関する重要な事項**

（従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分）

当社は、2025年５月20日開催の取締役会において、以下のとおり譲渡制限付株式としての自己株式の処分を決議し、2025年６月20日に処分いたしました。

① 処分期日　2025年６月20日
② 処分する株式の種類及び株式数　当社普通株式　41,860株
③ 処分価額　１株につき2,525円
④ 処分価額の総額　105,696,500円
⑤ 処分先　イワキ従業員持株会

（譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分）

当社は、2025年７月15日開催の取締役会において、以下のとおり譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、2025年８月１日に処分いたしました。

① 処分期日　2025年８月１日
② 処分する株式の種類及び株式数　当社普通株式　26,772株
③ 処分価額　１株につき2,555円
④ 処分価額の総額　68,402,460円
⑤ 処分先　取締役（社外取締役を除く。）２名　22,145株、幹部社員７名　4,627株

⑵ **新株予約権等の状況**（2026年３月31日現在）

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の重要な兼職状況
取締役社長（代表取締役）	藤中　茂	経営統括・安全保障輸出管理室・内部監査室・海外事業室・品質保証本部・総務本部
専務取締役	打田秀樹	事業統括・国内営業本部・海外営業本部・製品企画本部・メンテナンス本部・テクノエコー本部・営業業務部
取締役	茅原敏広	
取締役	富安貴子	
常勤監査役	小島隆史	
常勤監査役	三宅一郎	
監査役	長澤正浩	長澤公認会計士事務所　代表 LE.O.VE株式会社　社外監査役 FAMZ税理士法人　代表社員
監査役	細谷義徳	敬和綜合法律事務所　代表

（注）１．取締役茅原敏広氏及び取締役富安貴子氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
２．監査役長澤正浩氏及び監査役細谷義徳氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
３．監査役長澤正浩氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役細谷義徳氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

② **取締役及び監査役のスキルマトリックス**

		経営全般・マネジメント	製造・技術・研究開発	マーケティング・営業	財務・会計・ファイナンス	IT・デジタル	サステナビリティ	法務・コンプライアンス	人事戦略	グローバルビジネス
取締役	藤中　茂	◎	◎	○	○	○	○	○	○	◎
	打田　秀樹	◎	○	◎	○		○	○	◎	◎
	茅原　敏広（社外取締役）	◎	◎	◎						
	富安　貴子（社外取締役）	◎		◎						
監査役	小島　隆史			◎				◎		
	三宅　一郎			◎						◎
	長澤　正浩（社外監査役）				◎					◎
	細谷　義徳（社外監査役）							◎		◎

※◎：主、○：副

③ **責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

④ **役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は、保険会社との間で当社および子会社のすべての役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、会社役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（損害賠償金および争訟費用）を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について経営諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、経営諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、社外取締役の報酬については月額基本報酬のみとし、役割や業務分担に応じて取締役会にて決定しております。

また、監査役の報酬は、株主総会にて承認された報酬総額を上限として、月額基本報酬のみで構成されております。各監査役個別の報酬は、各監査役の役割、業務分担に応じた定額を支給しており、監査役の協議により決定しております。

取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。なお、第72期（2026年４月～2027年３月）においても役員報酬等の内容の決定に関して同様な方針、同様な算式を以て運用します。

※以下、文中において、業績連動報酬の算定にかかる指標である税引後営業利益はNOPAT（Net Operating Profit After Tax）とします。

又、EPSはNOPATを発行済株式数（期中平均株式数）で除した数値とします（一株当たりNOPAT）。

a．基本報酬に関する方針

従業員の最高年収をベースに算出した取締役報酬月額基本単位（基礎額）に各役職の係数を乗じて、基本報酬としており、以下の算式により算出されます。

なお、取締役個人別の報酬は、h表による役職係数を基本に算出します。

※当該年度配分率＝当該年度の役職係数の和÷基準（第65期）役職係数の和9.7

・基本報酬＝取締役報酬月額基本単位（基礎額）計×役職係数の和＋当該年度予算のNOPAT×４％×当該年度配分率

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等に係る業績指標はNOPATとその予算達成率及びEPSの成長率を組合わせたものを業績連動指標としております。

NOPATは、本業の儲けを示す指標と言われており、よりフリーキャッシュフローに近い値であり、株式市場の関心も高く、加えてEPSは株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるための指標であるため、これらを組合わせた業績連動指標としております。

・業績連動報酬＝NOPAT×３％×（NOPAT÷予算NOPAT 下限０、上限2.0）×当該年度配分率＋NOPAT×１％×（当該年度のEPS成長率 下限０、上限2.0）×当該年度配分率

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等にかかる業績指標はNOPATとその予算達成率及び翌年度予算のEPSの成長率を組合わせたものを指標としております。

・非金銭報酬＝NOPAT×１％×（NOPAT÷予算NOPAT 下限0.5、上限2.0）×当該年度配分率＋NOPAT×１％×［直近年度EPS成長率（当該年度EPS成長率＋翌年度EPS成長率）÷２（下限0.5、上限2.0）］×当該年度配分率

d. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬及び非金銭報酬を合わせた割合を予算時に50％まで徐々に増やしていく方針であります。

第71期（2025年4月1日～2026年3月31日）

	月額固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
予算時	52.6%	31.6%	15.8%
決算時	54.6%	29.9%	15.5%

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

上記 a 基本報酬は、毎月支給することとし、各業績連動報酬及び各非金銭報酬に関しては、当該各年度に係る株主総会終了後、それぞれに係る算式により算出された金銭（業績連動報酬）及び譲渡制限付株式（非金銭報酬）を支給又は付与します。譲渡制限付株式報酬は、取締役（社外取締役を除きます。以下本 c において同じ。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的として、概要以下を含む条件にて、当社の株式を交付します。

ⅰ．譲渡制限及び譲渡制限期間
取締役は、当社の株式の交付日から、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任する日までの間、当該株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととします。

ⅱ．無償取得事由
当社は、正当な理由によらない定めた役務提供期間途中の退任、法令又は社内規則の違反その他の当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得します。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項
該当事項はありません。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項
該当事項はありません。

h. 当事業年度及び翌事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標および実績

各役職毎の係数

※EPSはNOPATを発行済株式数（期中平均株式数）で除したもの（一株当たりNOPAT）

	代表取締役社長	専務取締役	常務取締役	取締役	取締役 （使用人兼務）	各期役職 係数計
第71期 役職係数	4.2	2.5	2	1.5	0.2	6.7
第72期 役職係数	4.2	2.5	2	1.5	0.2	6.7

（a）第71期事業年度における評価割合及び業績連動報酬に係る指標の目標

	評価種類	業績連動指標	評価ウェイト	目標（千円）	実績
第71期	単年度予算連動 固定評価	当該年度予算 NOPAT配分	40%	122,543	－
第71期	賞与評価	当該年度NOPAT 配分、EPS成長率	40%	－	115,760
第71期	中長期評価 （RS）	当該年度NOPAT 配分、（予算）EPS 成長率	20%	－	59,887

（b）第72期事業年度における評価割合及び業績連動報酬に係る指標の目標

	評価種類	業績連動指標	評価ウェイト	目標（千円）	実績
第72期	単年度予算連動 固定評価	当該年度予算 NOPAT配分	40%	128,164	－
第72期	賞与評価	当該年度NOPAT 配分、EPS成長率	40%	－	－
第72期	中長期評価 （RS）	当該年度NOPAT 配分、（予算）EPS 成長率	20%	－	－

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	400 （16）	223 （16）	115 （－）	61 （－）	4 （2）
監　査　役 （うち社外監査役）	60 （15）	60 （15）	－ （－）	－ （－）	4 （2）
合　　計 （うち社外役員）	460 （31）	283 （31）	115 （－）	61 （－）	8 （4）

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．業績連動報酬等に係る業績指標はNOPATであり、その実績は4,240,278千円であります。当該指標は、本業の儲けを示す指標と言われており、よりフリーキャッシュフローに近い値であり、株式市場の関心も高く、加えてEPS（１株当たりNOPAT）は株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるための指標であるため、これらを組合わせた業績連動指標として選択しております。

当社の業績連動報酬は、職位別の当期役職係数に応じて、当該年度配分率を乗じたNOPATの３％に予算達成率を乗じて、同NOPATの１％にEPS成長率を乗じて算定されております。

３．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「２．（1）⑥　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

４．取締役の金銭報酬の額は、2011年６月24日開催の第56回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち、社外取締役は１名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2018年６月28日開催の第63回定時株主総会において、株式報酬の額として年額100百万円以内、株式数の上限を年60,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、９名です。更に、2021年６月29日開催の第66回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容を一部変更しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、２名です。

５．監査役の金銭報酬の額は、2011年６月24日開催の第56回定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名です。

⑥ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役茅原敏広氏は、他の法人等の重要な兼職には就いておりません。

・取締役富安貴子氏は、他の法人等の重要な兼職には就いておりません。

・監査役長澤正浩氏は、長澤公認会計士事務所の代表及びLE.O.VE株式会社の社外監査役、FAMZ税理士法人の代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役細谷義徳氏は、敬和綜合法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	出席状況・発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　茅原敏広	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 また、経営諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員及び幹部候補者の選定や役員及び幹部の報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役　富安貴子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、経営諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員及び幹部候補者の選定や役員及び幹部の報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役　長澤正浩	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　細谷義徳	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① **名称**　有限責任 あずさ監査法人

② **報酬等の額**

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	50,239	－
連結子会社	－	－
計	50,239	－

b. 監査公認会計士等と同一ネットワーク（KPMGメンバーファーム）に属する組織に対する報酬（a. を除く）

区分	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	－	－
連結子会社	56,992	6,404
計	56,992	6,404

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3．当社の子会社であるIwaki America Incorporated、Iwaki Europe GmbHは、KPMGメンバーファームによる監査を受けております。
4．当社の子会社であるIwaki Singapore Pte Ltd、IWAKIm SDN. BHD.、易威奇有限公司及び易威奇泵业国际贸易（上海）有限公司は、KPMGメンバーファーム以外の監査法人の監査を受けております。

③ **非監査業務の内容**

連結子会社における非監査業務の内容は、税務申告書の作成及びサポート業務等であります。

④ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス基本方針」として定め、当社グループの役員及び従業員に周知徹底を図る。

②「コンプライアンス基本方針」には、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する考えを示すとともに、警察等関係機関との連携を密にし、反社会的勢力の排除に努める。

③「コンプライアンス基本方針」遂行への取り組みとして、総務本部長が指名する委員長、取締役、監査役、執行役員、各本部長及び室長、社外専門家（当社顧問弁護士等）で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス経営の推進を図る。

④財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、財務報告に係る各種規程・マニュアル・手順書等の内部統制システムの整備を進めるとともに、運用体制の強化を図る。

⑤内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置し、定期的な内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

⑥監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

⑦法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、「社内通報に関する規程」に基づき「内部通報制度」を設置・運営し、不正行為等の早期発見と是正を図る。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書の他、重要情報の記載がある文書及び情報等を「文書管理規程」・「営業秘密管理規程」の定めに従い、適切に管理する。

②取締役及び監査役は、監督、監査のために、必要に応じ、上記文書及び情報を閲覧できるものとする。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社及び当社グループにおけるリスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め運用する。

②当社におけるリスク管理を適正に行い、リスクの発生を未然に防止し、万一リスクが顕在化した場合に適切な対処を行い得る管理体制の構築及び強化を目的として、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、毎月１回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。

②当社は、上記のとおり取締役会を定例的に開催するほか、社内取締役・社内監査役・執行役員が出席する「経営会議」を毎月１回開催し、そこでは取締役会より、専決事項以外で委譲された業務執行に関する基本的事項、重要事項及び予算関連事項の決議等を行う。

③また当社は、取締役・監査役・執行役員・本部長・室長等が出席する「本部長会議」を毎月１回開催し、そこでは取締役会及び経営会議付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項の審議、予算関連事項の審議等を行う。

④業務運営については、将来の営業環境を踏まえ中期経営計画及び単年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各本部は、その目標達成に向け具体的行動計画を立案し実行する。

⑤「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」、「経営会議規程」等社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、取締役並びに執行役員、本部長、室長等の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。

⑸ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ会社（関係会社）の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理については当社海外事業室が行い、諸事項については「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、関係会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、当社の取締役会又は関連する取締役・監査役・執行役員・本部長・室長等の他、関係会社役員が出席する「関係会社経営会議」を定期的に開催し重要事項について審議、決定し、又は報告を義務付ける。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ会社（関係会社）におけるリスク管理体制の構築は、当社海外事業室による情報収集及び関係会社との情報の共有化を図ることを通じて、当社グループにおけるリスク管理体制の把握と体制の構築を図る。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めるため、連結ベースの中期経営計画及び単年度予算を策定する。連結中期経営計画及び連結年度予算を達成するため、子会社の経営指導等にあたるとともに、関係会社経営会議等で情報の共有化を図り、連結ベースでの予算管理を徹底する。

④子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は子会社に対して取締役を派遣し、当該取締役が各子会社における職務執行の監督を行うことにより、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように指導する。

ロ．当社は子会社に対して適宜監査役を現地に赴かせ、当該監査役が各子会社における職務執行の監査を行うことにより、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

ハ．子会社に対しては、当社内部監査室が定期的に内部監査を行うことにより、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在は監査役の職務を補助すべき専任の使用人は置かず監査が行われているが、監査役より要請を受けた場合は、監査役と協議の上、適切な使用人を専任で補助に当たらせるものとする。

⑺ 前項の使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

①前項に記載した監査役に対する補助者を置く場合は、その独立性及び指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、並びに懲戒について、取締役は事前に常勤監査役と協議するものとする。

②監査役より監査役を補助すべき要請を受けた当該使用人は、その要請に関して、取締役及び所属上長等の指揮・命令を受けないものとする。

⑻ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、及び子会社の取締役その他これらの者に相当する者及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

①監査役は、取締役会及び経営会議、本部長会議、関係会社経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項に係る報告を受ける。

②監査役は、取締役、使用人、会計監査人等から報告を受けた場合、必要に応じてこれを監査役会に報告する。

③監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は執行役員・本部長・室長等にその説明を求める。

④当社取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、当社監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。

⑤当社海外事業室は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に損害を及ぼすおそれがある事実等について、監査役に報告する。

⑼　監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社又は子会社の取締役及び従業員は、監査役への報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。

②当社は、報告者が報告したことを理由として、報告者の労働環境が悪化することのないよう、監視、監督し、報告者に対する不利益な取扱いを確認した場合、直ちにこれを是正する。

⑽　監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを速やかに行う。

⑾　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会は、監査計画を作成し、取締役会に対して報告する。

②監査役は、代表取締役社長、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。

③監査役は、内部監査室と連携し、監査の実効性を確保する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

リスク・コンプライアンス委員会及びリスク・コンプライアンス協議会の定期的な開催により、リスクの防止及び会社損失の最小化に取り組んでおります。

また、社内通報制度に社内窓口の他、外部顧問弁護士を社外窓口として設置し不正行為等の防止と早期是正を図り、コンプライアンスの強化に努めております。

取締役の職務の執行については、監査役会の定期開催をはじめ、会計監査人、内部監査室による三者ミーティングでの意見交換、情報共有を行い、監査役監査の実効性確保を図っております。

連結貸借対照表

（2026年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**37,842,355**	**流動負債**	**9,326,144**
現金及び預金	9,976,318	支払手形及び買掛金	2,178,358
受取手形	214,135	電子記録債務	929,565
売掛金	8,488,721	短期借入金	1,062,096
電子記録債権	5,401,113	１年内返済予定の長期借入金	321,200
商品及び製品	6,082,547	リース債務	156,460
仕掛品	2,435,539	未払法人税等	632,321
原材料及び貯蔵品	4,408,504	契約負債	485,335
その他	917,326	賞与引当金	1,381,357
貸倒引当金	△81,850	役員賞与引当金	137,053
固定資産	**18,002,083**	製品保証引当金	83,731
有形固定資産	**9,469,219**	その他	1,958,666
建物及び構築物	3,660,131	**固定負債**	**5,035,706**
機械装置及び運搬具	725,521	長期借入金	2,073,530
工具、器具及び備品	450,335	リース債務	445,817
土地	1,070,752	繰延税金負債	9,738
リース資産	245,247	退職給付に係る負債	100,014
建設仮勘定	1,864,195	資産除去債務	225,854
その他	1,453,036	その他	2,180,752
無形固定資産	**2,504,510**	**負債合計**	**14,361,851**
のれん	1,893,729	（純資産の部）	
その他	610,780	**株主資本**	**36,052,839**
投資その他の資産	**6,028,352**	資本金	1,044,691
投資有価証券	2,695,107	資本剰余金	461,849
繰延税金資産	339,001	利益剰余金	34,853,930
退職給付に係る資産	2,205,245	自己株式	△307,630
その他	788,997	**その他の包括利益累計額**	**5,298,696**
		その他有価証券評価差額金	12,498
		為替換算調整勘定	3,878,603
		退職給付に係る調整累計額	1,407,594
		非支配株主持分	**131,050**
		純資産合計	**41,482,587**
資産合計	**55,844,439**	**負債純資産合計**	**55,844,439**

連結損益計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**47,692,294**
売上原価		**28,621,611**
売上総利益		**19,070,682**
販売費及び一般管理費		**13,145,950**
営業利益		**5,924,731**
営業外収益		
受取利息	92,814	
受取配当金	120,938	
持分法による投資利益	563,537	
為替差益	131,101	
受取還付金	38,295	
その他	104,562	1,051,249
営業外費用		
支払利息	88,608	
支払手数料	3,499	
助成金未交付額	112,463	
その他	46,797	251,369
経常利益		**6,724,611**
特別利益		
固定資産売却益	151	
投資有価証券売却益	584	
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	18,607	19,343
特別損失		
固定資産除却損	250	250
税金等調整前当期純利益		**6,743,704**
法人税、住民税及び事業税	1,684,453	
法人税等調整額	153,954	1,838,407
当期純利益		**4,905,297**
非支配株主に帰属する当期純利益		70,016
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,835,280**

連結株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,044,691	786,971	31,790,257	△376,249	33,245,670
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,771,608		△1,771,608
親会社株主に帰属する当期純利益			4,835,280		4,835,280
自己株式の取得				△97	△97
自己株式の処分		105,382		68,716	174,098
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		△430,505			△430,505
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△325,122	3,063,672	68,619	2,807,168
当連結会計年度末残高	1,044,691	461,849	34,853,930	△307,630	36,052,839

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	6,792	3,377,515	1,255,827	4,640,136	224,165	38,109,972
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△1,771,608
親会社株主に帰属する当期純利益						4,835,280
自己株式の取得						△97
自己株式の処分						174,098
連結子会社株式の追加取得による持分の増減						△430,505
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	5,705	501,088	151,766	658,560	△93,114	565,446
当連結会計年度変動額合計	5,705	501,088	151,766	658,560	△93,114	3,372,615
当連結会計年度末残高	12,498	3,878,603	1,407,594	5,298,696	131,050	41,482,587

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	14社
・連結子会社の名称	Iwaki America Incorporated Iwaki Europe GmbH Iwaki Singapore Pte Ltd IWAKIm SDN. BHD. 易威奇泵业国际贸易（上海）有限公司 易威奇有限公司 IWAKI DO BRASIL COMÉRCIO DE BOMBAS HIDRÁULICAS LTDA. Iwaki Nordic A/S Iwaki Suomi Oy Iwaki Norge AS Iwaki Sverige AB 広州保税区易威奇工贸有限公司 易威奇化工泵（広東）有限公司 易威奇泵业贸易（深圳）有限公司

⑵ 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

IWP Holding Company Limitedは、会社清算に伴い当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

② 持分法を適用した関連会社の状況

・関連会社の数	４社
・関連会社の名称	Iwaki Pumps Australia Pty. Ltd. 億昇幫浦股份有限公司 IWAKI KOREA CO., LTD. IWAKI (THAILAND) CO., LTD.

③ 持分法を適用していない関連会社の状況

・関連会社の数	１社
・関連会社の名称	IWAKI Belgium n.v.
・持分法を適用しない理由	当期純損益及び利益剰余金（共に持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

④　持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社14社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．棚卸資産　商品及び原材料

当社は月次総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。連結子会社は主として移動平均法に基づく低価法を採用しております。

仕掛品

当社は個別法又は先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。連結子会社は主として移動平均法に基づく低価法を採用しております。

製品

当社は先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。連結子会社は主として移動平均法に基づく低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物、及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法）を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３～50年
機械装置及び運搬具	２～15年
工具、器具及び備品	２～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

商標権については、主として15年で償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また連結子会社は主として貸倒懸念債権等特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

ニ．製品保証引当金

販売製品について将来の製品保証等に要する費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき当連結会計年度の売上高に対応する発生見込額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、年金資産の額が確定給付年金制度に係る退職給付債務の額を超えている場合には、投資その他の資産の「退職給付に係る資産」に計上しております。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

ケミカルポンプ及びポンプ専用コントローラ等の周辺機器の販売においては、顧客と約束した仕様及び品質のポンプ等を提供することを履行義務として識別しており、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、国内の販売については、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、輸出販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

製品の修理及び設置工事等の役務提供を伴うものにおいては、動作確認等までの一連の財及びサービスを提供することを履行義務として識別しており、顧客による検収がされた時点で収益を認識しております。

⑥　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却を行っております。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

商標権の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、「商標権」に独立掲記しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

4．会計上の見積りに関する注記

（棚卸資産の評価）

⑴　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

①	商品及び製品	6,082,547千円
②	仕掛品	2,435,539千円
③	原材料及び貯蔵品	4,408,504千円

⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの棚卸資産の評価基準及び評価方法は「連結注記表　1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 ⑷ 会計方針に関する事項 ① 重要な資産の評価基準及び評価方法 ロ．棚卸資産」に記載の通りであり、商品及び製品並びに仕掛品については正味売却価額、原材料については再調達原価に基づき、収益性の低下を検討しております。

また、一定期間を超えて滞留する棚卸資産については、収益性の低下の事実を反映するために過去の販売実績及び廃棄実績に基づき決定した方針により、規則的に帳簿価額を切り下げております。

しかし、当初想定できなかった製品需要や生産設備の投資動向等により、在庫状況に変化が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

5．連結貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　11,837,794千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

⑵ 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行３行と当座貸越契約を、取引銀行５行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	5,100,000千円
借入実行残高	－
差引額	5,100,000千円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	22,490,910株	—	—	22,490,910株

⑵ 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	375,753株	444株	68,632株	307,565株

（注）自己株式の減少68,632株のうち、41,860株は従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとして、26,772株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

⑶ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日定時株主総会	普通株式	995,182千円	45円00銭	2025年3月31日	2025年6月30日

② 中間配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年11月14日取締役会	普通株式	776,426千円	35円00銭	2025年9月30日	2025年12月1日

③ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	931,700千円	42円00銭	2026年3月31日	2026年6月29日

7．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは事業活動における資金需要に基づき、主に銀行借入により資金を調達しております。

一時的な余剰資金は、事業活動に必要な流動性を確保した上で安全性の高い金融資産にて運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製品の輸出に伴い一部の営業債権は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり市場価格の変動及び為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、概ね４ヶ月以内の支払期日であります。

また、部材・製品の輸入に伴う一部の営業債務は外貨建てであり為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、外貨建て営業債権の為替変動リスクのヘッジと、連結子会社株式の追加取得を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図っております。営業債権については、営業業務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握するとともに、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金及び市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,425,947千円）は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しいものについても注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	1,269,160	1,269,160	－
資産計	1,269,160	1,269,160	－

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（1年内返済の長期借入金を含む）	2,394,730	2,353,610	△41,119
負債計	2,394,730	2,353,610	△41,119

⑶ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	1,269,160	－	－	1,269,160

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（1年内返済の長期借入金を含む）	－	2,353,610	－	2,353,610

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標に当社信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注２）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	9,976,318	－	－	－
受取手形	214,135	－	－	－
売掛金	8,488,721	－	－	－
電子記録債権	5,401,113	－	－	－
合計	24,080,288	－	－	－

（注３）借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
短期借入金	1,062,096	－	－	－	－	－
1年内返済予定の長期借入金	321,200	－	－	－	－	－
長期借入金	－	546,200	271,200	271,200	233,700	751,230
リース債務	156,460	118,748	93,627	71,154	45,639	116,647
合計	1,539,756	664,948	364,827	342,354	279,339	867,877

８．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

９．収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年3月31日）

（単位：千円）

	日本	ヨーロッパ	アメリカ	アジア	中国	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	22,568,846	6,096,991	7,849,876	2,872,116	5,790,019	2,514,444	47,692,294
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	22,568,846	6,096,991	7,849,876	2,872,116	5,790,019	2,514,444	47,692,294

（注）顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

⑵ 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表　１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　⑷ 会計方針に関する事項　⑤　重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	12,997,757千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	14,103,970千円
契約資産（期首残高）	－
契約資産（期末残高）	－
契約負債（期首残高）	388,255千円
契約負債（期末残高）	485,335千円

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される工事契約において、収益を認識したが、未請求の作業等に係る対価に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、ケミカルポンプ及びポンプ専用コントローラ等の周辺機器の販売における顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、388,255千円であります。当連結会計年度において、契約負債が97,079千円増加した主な理由は、前受金の受け取りによる増加が、収益認識による減少を上回ったことによるものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. １株当たり情報に関する注記

⑴ １株当たりの純資産額　　1,864円08銭

⑵ １株当たりの当期純利益　　218円14銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（2026年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**25,548,464**	**流動負債**	**6,501,872**
現金及び預金	5,409,087	支払手形	5,719
受取手形	84,220	電子記録債務	929,565
電子記録債権	5,401,113	買掛金	1,320,221
売掛金	6,581,708	短期借入金	1,062,096
商品及び製品	1,904,759	１年内返済予定の長期借入金	321,200
仕掛品	2,429,083	リース債務	73,494
原材料及び貯蔵品	3,143,192	未払金	364,615
その他	595,421	未払費用	362,285
貸倒引当金	△121	未払法人税等	451,707
固定資産	**13,631,822**	契約負債	17,343
有形固定資産	**6,674,265**	賞与引当金	1,046,480
建物	2,821,958	役員賞与引当金	115,760
構築物	171,332	製品保証引当金	71,949
機械及び装置	401,665	その他	359,433
車両運搬具	0	**固定負債**	**3,136,870**
工具、器具及び備品	242,416	長期借入金	2,073,530
土地	978,035	リース債務	151,173
リース資産	194,818	資産除去債務	225,854
建設仮勘定	1,864,038	その他	686,313
無形固定資産	**476,862**	**負債合計**	**9,638,742**
ソフトウエア	471,479	（純資産の部）	
ソフトウエア仮勘定	5,320	**株主資本**	**29,540,767**
その他	62	**資本金**	**1,044,691**
投資その他の資産	**6,480,695**	**資本剰余金**	**882,918**
投資有価証券	47,462	資本準備金	664,691
関係会社株式	5,429,358	その他資本剰余金	218,227
繰延税金資産	479,758	**利益剰余金**	**27,920,788**
前払年金費用	149,763	利益準備金	95,000
その他	374,352	その他利益剰余金	27,825,788
		別途積立金	8,000,000
		繰越利益剰余金	19,825,788
		自己株式	**△307,630**
		評価・換算差額等	**776**
		その他有価証券評価差額金	776
		純資産合計	**29,541,544**
資産合計	**39,180,287**	**負債純資産合計**	**39,180,287**

損 益 計 算 書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**31,382,489**
売上原価		**21,450,716**
売上総利益		**9,931,773**
販売費及び一般管理費		**6,834,260**
営業利益		**3,097,512**
営業外収益		
受取利息	4,687	
受取配当金	2,613,061	
為替差益	72,867	
その他	39,661	2,730,278
営業外費用		
支払利息	72,320	
支払手数料	3,499	
廃棄物処理費用	14,660	
その他	5,863	96,343
経常利益		**5,731,446**
特別利益		
固定資産売却益	1,302	
投資有価証券売却益	584	
関係会社清算益	6,339	8,226
特別損失		
固定資産除却損	108	108
税引前当期純利益		**5,739,563**
法人税、住民税及び事業税	1,017,276	
法人税等調整額	51,058	1,068,334
当期純利益		**4,671,229**

株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金
当期首残高	1,044,691	664,691	112,844	777,535	95,000	8,000,000
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分			105,382	105,382		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	105,382	105,382	－	－
当期末残高	1,044,691	664,691	218,227	882,918	95,000	8,000,000

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	16,926,167	25,021,167	△376,249	26,467,144	69	26,467,213
当期変動額						
剰余金の配当	△1,771,608	△1,771,608		△1,771,608		△1,771,608
当期純利益	4,671,229	4,671,229		4,671,229		4,671,229
自己株式の取得			△97	△97		△97
自己株式の処分			68,716	174,098		174,098
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					707	707
当期変動額合計	2,899,620	2,899,620	68,619	3,073,622	707	3,074,330
当期末残高	19,825,788	27,920,788	△307,630	29,540,767	776	29,541,544

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ． 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ． その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び原材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法又は先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物、及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
構築物	３～35年
機械及び装置	３～15年
車両運搬具	４～７年
工具、器具及び備品	２～20年

② 無形固定資産　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③　役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
（退職給付見込額の期間帰属方法）
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
（過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法）
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
なお、年金資産の額が退職給付債務を超過する場合には、前払年金費用として計上しております。

⑤　製品保証引当金

販売製品について将来の製品保証等に要する費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき当事業年度の売上高に対応する発生見込額を計上しております。

⑷ 重要な収益及び費用の計上基準　当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
ケミカルポンプ及びポンプ専用コントローラ等の周辺機器の販売においては、顧客と約束した仕様及び品質のポンプ等を提供することを履行義務として識別しており、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。
なお、国内の販売については、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
また、輸出販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。
製品の修理及び設置工事等の役務提供を伴うものにおいては、動作確認等までの一連の財及びサービスを提供することを履行義務として識別しており、顧客による検収がされた時点で収益を認識しております。

⑸ その他計算書類作成のための基本となる事項
退職給付に係る会計処理　退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2．会計方針の変更に関する注記
該当事項はありません。

3．表示方法の変更に関する注記
該当事項はありません。

4．会計上の見積りに関する注記
（棚卸資産の評価）

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額

① 商品及び製品	1,904,759千円
② 仕掛品	2,429,083千円
③ 原材料及び貯蔵品	3,143,192千円

⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表　4．会計上の見積りに関する注記　（棚卸資産の評価）　⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

5．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　9,499,055千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

⑵ 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	2,311,430千円
長期金銭債権	65,157千円
短期金銭債務	7,678千円

⑶当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行３行と当座貸越契約を、取引銀行５行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	5,100,000千円
借入実行残高	－
差引額	5,100,000千円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	8,529,204千円
仕入高	247,586千円
営業取引以外の取引高	
受取利息	699千円
受取配当金	2,492,123千円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	375,753株	444株	68,632株	307,565株

（注）自己株式の減少68,632株のうち、41,860株は従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとして、26,772株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	329,850千円
役員賞与引当金	36,487千円
棚卸資産評価損	347,044千円
未払事業税等	22,041千円
未払費用	40,053千円
関係会社株式評価損	629,831千円
土地減損損失	114,396千円
資産除去債務	71,189千円
その他	212,695千円
繰延税金資産小計	1,803,590千円
評価性引当額	△1,265,806千円
繰延税金資産合計	537,783千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△10,819千円
前払年金費用	△47,205千円
繰延税金負債合計	△58,025千円
繰延税金資産の純額	479,758千円

9．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	藤中　茂	（被所有） 直接 8.37% 間接16.03%	当社代表取締役社長	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分（注）	35,468	－	－
役員	打田　秀樹	（被所有） 直接 0.77%	当社専務取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分（注）	21,111	－	－

（注）譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Iwaki America Incorporated	Holliston, Massachusetts, USA	7,735 米ドル	当社製ポンプの組立及び販売並びに制御機器の製造及び販売	100.0	当社製品・部品の販売 同社製品・部品の仕入	当社製品・部品の販売	2,461,281	売掛金	527,915
子会社	Iwaki Europe GmbH	Willich, Germany	511,291.88 ユーロ	当社製ポンプの組立及び販売	100.0	当社製品・部品の販売 他社製品の仕入	当社製品・部品の販売	1,526,767	売掛金	577,360
子会社	易威奇有限公司	香港	12,800,000 香港ドル	当社製ポンプの販売	100.0	当社製品・部品の販売	当社製品・部品の販売	1,299,777	売掛金	248,914

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）上記各社への当社製品の販売価格については、市場価格等を勘案して交渉の上決定しております。

10. 収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報）

「個別注記表　1．重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑷ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たりの純資産額	1,331円70銭
⑵ 1株当たりの当期純利益	210円74銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月14日

株式会社イワキ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細　矢　　聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村　松　通　子

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社イワキの2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イワキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

（次頁へ続く）

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

（次頁へ続く）

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月14日

株式会社イワキ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細　矢　　聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村　松　通　子

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イワキの2025年４月１日から2026年３月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

（次頁へ続く）

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

（次頁へ続く）

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴ 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵ 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

(次頁へ続く)

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

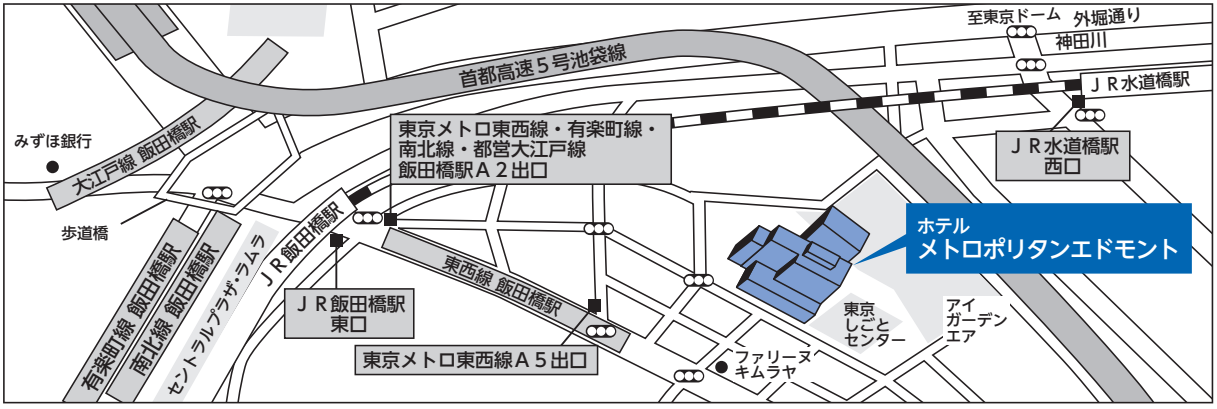
2026年5月20日

株式会社イワキ　監査役会
常勤監査役　小島隆史 ㊞
常勤監査役　三宅一郎 ㊞
社外監査役　長澤正浩 ㊞
社外監査役　細谷義徳 ㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

〔会場〕ホテルメトロポリタンエドモント　２階　万里
東京都千代田区飯田橋三丁目10番８号
連絡先　03（3237）1111



ＪＲ線「飯田橋東口」/地下鉄「飯田橋駅Ａ２出口」「飯田橋駅Ａ５出口」からのアクセス

①ＪＲ飯田橋駅東口から



ＪＲ飯田橋駅東口を出ましたら右側に進み、道を渡り大通り沿い（目白通り）に直進。

②地下鉄　Ａ２出口から



地下鉄有楽町線/南北線Ａ２出口の風景。大通り沿い（目白通り）に直進。

③地下鉄　Ａ５出口から



地下鉄東西線Ａ５出口の横を大通り沿い（目白通り）に直進。



交差点「飯田橋二丁目」を左折すると正面にホテルメトロポリタンエドモントがございます。（パン屋「キムラヤ」が目印）

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。